

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正並びに人事委員会の「人事管理に関する報告」を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合の引上げを行うとともに、時間外勤務代休時間に係る制度を新設する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げる。

イ 義務教育等教員特別手当の上限額を月額11,700円（現行 月額15,900円）に引き下げる。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設する。

(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2)に準じた改正を行う。

(4) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(2)に伴う所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給される職員の範囲、支給対象となる業務、支給額について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 防疫等業務手当の支給対象となる業務及び支給額を次のとおり改める。

ア 防疫等業務手当の支給対象となる業務として、新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護等の業務に準ずると人事委員会が認める業務を加える。（支給額 日額300円）

イ 死亡畜の解剖業務又はその補助業務に係る防疫等業務手当の支給額を、日額1,200円（現行 日額600円）に引き上げる。

(2) 海上危険業務手当の支給対象となる業務は、沿岸3マイル以遠の海域において従事したものに限定しないこととする。

(3) 家畜保健衛生業務手当の支給対象となる業務及び支給額を次のとおり改める。

ア 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が、死亡畜の解剖業務又はその補助業務に従事したときに支給する家畜保健衛生業務手当の額を、日額1,200円（現行 日額600円）に引き上げる。

イ 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が、牛又は豚に対するワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したときに家畜保健衛生業務手当を支給することとする。（支給額 日額300円）

ウ 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務又はその補助業務に従事したときに家畜保健衛生業務手当を支給することとする。（支給額 日額1,200円）

(4) 教員特殊業務手当の支給される職員の範囲及び支給額を次のとおり改める。

ア 特別支援学校に勤務し行う児童又は生徒への直接指導の業務に係る教員特殊業務手当について、支給対象となる職員を、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師（現行 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教

諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員)とする。

イ アの業務及び小学校若しくは中学校の特別支援学級を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導の業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の額を、月額5,500円(現行 月額11,000円)とする。

- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事等の給与に関する有識者会議の意見を踏まえ、給与の額が月額で定められている知事等特別職の職員が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、給与を支給しないことができることとするともに、一部の特別職の職員の報酬を月額から日額に改める。

2 条例の概要

- (1) 給与の額が月額で定められている知事等特別職の職員が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができることとする。
- (2) 選挙管理委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬を次のとおり日額(現行 月額)に改めるとともに、男女共同参画推進員の報酬を次のとおり改める。

区 分		報酬の額	
		現行	改正後
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 144,000円	日額 26,000円
	委員	月額 114,000円	日額 22,000円
収用委員会の委員	会長	月額 99,000円	日額 26,000円
	委員	月額 81,000円	日額 22,000円
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 44,000円	日額 17,000円
	委員	月額 37,000円	日額 15,000円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 31,000円	日額 17,000円
	委員	月額 28,000円	日額 15,000円
鳥取県男女共同参画推進員		日額 18,000円	日額 15,000円

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,977人	2,996人
一般会計支弁に係る職員	2,967人	2,986人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,344人	2,398人
県立学校の職員	2,077人	2,124人
県立学校の職員以外の職員	267人	274人

監査委員の事務局の職員	17人	18人
企業局の職員	63人	66人
県費負担教職員	4,124人	4,172人

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県政全般の統轄・推進機能の強化を図るため、知事の直近下位の内部組織として統轄監を設置する。
- (2) (1)に伴い、総務部及び企画部の所掌事務を見直す。
- (3) 商工労働部の所掌事務に環境産業の振興に関する事項を加える。

2 条例の概要

- (1) 知事の直近下位の内部組織として、統轄監を設置する。
- (2) 統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項
 - イ 行政運営の総合調整に関する事項（現行 総務部の所掌事務）
 - ウ 広報に関する事項（現行 企画部の所掌事務）
- (3) (2)に伴い、総務部及び企画部の所掌事務について所要の規定の整備を行う。
- (4) 商工労働部の所掌事務に環境産業の振興に関する事項を加える。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
 - イ 鳥取県行政組織条例の規定を引用する次の条例について所要の規定の整備を行う。
 - (ア) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
 - (イ) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
 - (ウ) 鳥取県個人情報保護条例
 - (エ) 鳥取県情報公開条例
 - (オ) 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例
 - (カ) 鳥取県非営利公益活動促進条例
 - (キ) 鳥取県企業立地等事業助成条例
 - (ク) 鳥取県採石条例
 - (ケ) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例
 - (コ) 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例
 - (サ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県有財産の評価に係る業務の効率化を図るため、財産評価審議会に対する知事の諮問事項を見直す。

2 条例の概要

- (1) 知事の諮問事項は、次のとおりとする。
 - ア 一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換
 - イ 一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交換
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項

(現行)

- ア 一件見積価格1,500万円以上の土地及び建物の購入
- イ 一件見積価格600万円以上の土地及び建物の売払い及び交換
- ウ 一件5,000平方メートル以上の土地及び一件延べ面積2,500平方メートル以上の建物の購入
- エ 一件2,500平方メートル以上の土地及び一件延べ面積1,300平方メートル以上の建物の売払い及び交換
- オ アからエまでに掲げるもののほか、特に知事が必要と認める事項

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県自治研修所を鳥取県職員人材開発センターに改称することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定中「鳥取県自治研修所」を「鳥取県職員人材開発センター」に改める等、所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。